

事務連絡  
令和3年11月26日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
総務主管部（局）  
国民健康保険税主管課（部）

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課  
総務省自治税務局市町村税課

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る  
国民健康保険料（税）の減免等に係る財政支援の拡充について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）（以下「保険料（税）」という。）の減免等については、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等について」（令和3年6月2日事務連絡。以下「事務連絡」という。）において、令和3年度における取扱いをお示し、特別調整交付（補助）金で財政支援する予定である旨を連絡したところです。

今般、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）及び「令和3年度補正予算案」（令和3年11月26日閣議決定）を踏まえ、令和3年度における保険料（税）の減免に係る財政支援については、下記のとおり保険料（税）減免総額の10分の10に相当する額を国民健康保険（組合）災害等臨時特例補助金及び特別調整交付（補助）金により交付する予定です。当該内容も踏まえて、保険料（税）の減免措置の実施について検討いただくよう、貴管内の保険者への周知等よろしくお願いいたします。

なお、下記の内容については、令和3年度補正予算案の可決・成立が前提となり、具体的な財政支援の内容については、追ってお知らせする予定であることを申し添えます。

記

財政支援の割合については、令和3年度補正予算案の可決・成立後に国民健康保険（組合）災害等臨時特例補助金の交付要綱、「令和3年度特別調整交付金交付基準（その他特別の事情がある場合）の一部改正について」（令和3年11月1日保国発1101第2号）の一部改正及び特別調整補助金の交付基準を通知するこ

ととしているが、概要は以下のとおりとする予定であること。

(市町村)

事務連絡別紙1の基準に該当する被保険者に対して、令和3年度分の保険料(税)であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。)が到来する保険料(税)の減免を行った場合は、その10分の6に相当する額を国民健康保険災害等臨時特例補助金の交付対象とするとともに、残りの10分の4に相当する額を特別調整交付金の交付対象とする予定であること。

事務連絡別紙1の基準に該当する被保険者に係る令和元年度又は令和2年度相当分の保険料(税)額であって、令和2年度末に資格を取得したこと等により令和3年4月以後に普通徴収の納期限が到来するものについても、その全額を令和3年度の特別調整交付金により財政支援する予定であること。

(国保組合)

事務連絡別紙2の基準に該当する被保険者に対して、令和3年度分の保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が到来する保険料の減免を行った場合は、その10分の6に相当する額を国民健康保険組合災害等臨時特例補助金の交付対象とするとともに、残りの10分の4に相当する額を特別調整補助金の交付対象とする予定であること。

事務連絡別紙2の基準に該当する被保険者に係る令和元年度又は令和2年度相当分の保険料額であって、令和2年度末に資格を取得したこと等により令和3年4月以後に納期限が到来するものについても、その全額を令和3年度の特別調整補助金により財政支援する予定であること。